

# いじめ防止等対策の取り組みについて

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	4月初めの教員会議でいじめ防止基本計画を周知し、意識啓発を行った。	引き続き定期的に開催する。	—
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	本校で策定したいじめ防止等対策プログラムに即して、委員会を開催した。	引き続き定期的に開催する。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	自殺予防といじめ防止をテーマに、教職員向けの研修会を開催した。	今年度は、スクールロイヤーを活用し、法的な観点からいじめ防止研修会を開催する。	令和6年3月
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	年度初めの教員会議とメールによる周知を行った。	引き続き組織的な推進体制を整備する。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	4月初めの教員会議でいじめ防止基本計画を周知し、取組について理解を得た。	引き続き年度当初に定期的な周知を行う。	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	学生の気になる様子を把握した場合は報告するよう、教職員に周知を行った。	いじめアンケート結果などを参考にしながら、教職員による面談や見守り等を実施した。	令和5年5月、7月、10月、12月
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	4月初めの教員会議で周知した。また、委員を中心とした重大事態対応の仕組みがあり、今後も維持していく。	引き続き年度当初に定期的な周知を行う。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	その都度、委員会で共有および協議し、関係教職員の共有体制を整えている。	引き続き情報共有体制を整備する。	—
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	令和4年度の取組を踏まえ、令和5年度の実施計画を立案した。	年度末に検証を行い、必要に応じて次年度の実施計画に反映する。	令和6年3月
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートを定期的に実施し、その内容は委員会及び担任教員で共有した。	アンケート結果を委員会及び担任教員で共有し、個別事案の対応を図った。	令和5年5月、7月、10月、12月
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	非常勤のため委員会の構成員に含まれていないが、情報共有は適宜行っている。	いじめ防止の実効性を確保するため、スクールカウンセラーの役割を再検討する。	令和6年3月
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	「自分と友だちの命を守るために」をテーマに、全学生を対象として11月に実施した。	「こころといのちの講演会」と題した研修会を11月に実施した。	令和5年11月
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	アンケート内でいじめの定義を認知させるとともに、いじめ防止週間を設定し、意識啓発を行った。	アンケート設問及びいじめ防止週間による意識啓発を継続した。	令和5年5月、7月、10月、12月
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取組を推進している。	学生会主体でいじめ防止週間を設定し、意識啓発を行った。	学生会主体でいじめ防止週間を設定し、意識啓発に努めた。	令和5年7月
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	保護者には、基本計画を郵送し、取組について理解を促した。また、ホームページに基本計画を掲載し、広く周知を行っている。	保護者に対して基本計画資料を郵送し、取組について理解を促した。また、ホームページに基本計画を掲載し、広く周知を行った。	令和5年4月
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	年度初めの学校いじめ基本方針の提示に留まっている。	いじめを認知したケースにおいて、保護者への連絡や説明も織り交ぜながら対応した。また、担任と連携しつつ加害者に対しては適切な指導を、被害者に対しては生活面での支援を行った。	令和5年5月
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営協議会でいじめ防止対策に関する説明を行った。	運営協議会でいじめ防止対策に関する説明を行い、意見聴取する。	令和6年3月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	学校・警察連絡制度の活用や生活指導講演会の依頼など、警察との連携を密にしており、非常時における連絡体制を整備している。	事案発生時に速やかな連携がとれるよう、非常時の連絡体制を確認した。	令和5年4月